

売らない!

買わない!

使わない!

不正軽油

撲滅宣言

環境汚染!

脱税行為!

市場競争阻害!



不正軽油に関する情報をお寄せください

不正軽油110番
(山形県庁税政課)



023-630-2068

山形県不正軽油防止対策協議会

「山形県不正軽油防止対策協議会」に加盟する各団体は、不正軽油撲滅のために調査、広報・啓発活動など諸対策を推進しています。

加盟17団体

山形県石油商業組合、(一社)山形県建設業協会、(社)山形県トラック協会、(社)山形県バス協会、東北運輸局山形運輸支局、酒田海上保安部警備救難課、山形県総務部税政課、山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局危機管理課、山形県環境エネルギー一部循環型社会推進課、山形県警察本部生活安全部生活環境課、村山総合支庁課税課、村山総合支庁(西村山・北村山) 税務課、最上総合支庁税務課、置賜総合支庁(本庁・西置賜) 税務課、庄内総合支庁税務課

不正軽油に関わる人は すべて処罰されます!

平成23年から
罰則がより厳しく
なりました



軽油引取税を 脱税した場合

- 軽油引取税を脱税すると10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。
- なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。



不正軽油を 製造した場合

- 知事による製造の承認を受けずに不正に軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。
- 更に法人には、3億円以下の罰金が科されます。



不正軽油の 材料等を提供・ 運搬した場合

- 不正軽油の製造に使われることを知りながら、材料(灯油・重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。
- 更に法人には2億円以下の罰金が科されます。



不正軽油を 運搬・保管・販売 購入した場合

- 不正軽油と知りながら運搬・保管・販売・購入すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。
- 更に法人には、1億円以下の罰金が科されます。



検査を 拒否した場合

- 帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。



「通常の給油施設以外の場所で、人目を避けながらトラックやダンプに給油している。」
「複数のドラム缶やローリータンクが不自然な形で置かれている。」

などの情報があれば、下記連絡先までお知らせ下さい。

不正軽油110番
(山形県庁税政課)



023-630-2068

皆さんの情報が手がかかります!

■村山総合支庁課税課
023-621-8126

■置賜総合支庁税務課
0238-26-6015

■西村山税務課
0237-86-8135

■西置賜税務課
0238-88-8210

■北村山税務課
0237-47-8620

■庄内総合支庁税務課
0235-66-5425

■最上総合支庁税務課
0233-29-1227

■山形県総務部税政課
023-630-2068

(夜間：FAX 023-630-2136)